

渡嘉敷村海域安全確保事業

「令和 7 年度 渡嘉敷村海域安全確保 委託業務」 募集要項

渡嘉敷村では、村内指定の 2 ビーチにおいて、観光客の増加する 4 月から 11 月末の期間、監視員（水難救助員）等を配置し、事故防止及び安全確保並びに自然環境の保全活動を図ることを目的に以下の事業を実施します。受託を希望される事業者は、本要項に従って企画提案書を提出して下さい。

本事業は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。今後予定される、沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合にあっては、契約を締結できないことがあるので、予めご了承下さい。

1. 業務名称：令和 7 年度 渡嘉敷村海域安全確保 委託業務
 2. 業務場所：渡嘉敷村 ①阿波連ビーチ ②渡嘉志久ビーチ
 3. 業務期間：令和 7 年 4 月 12 日 ～ 令和 7 年 11 月 30 日（ 233 日間 ）
 4. 遊泳監視期間：令和 7 年 4 月 12 日 ～ 令和 7 年 11 月 30 日
 5. 遊泳監視時間：午前 9 時～午後 6 時まで
（但し、開始前、終了後に準備、後片付けの時間を設ける。）
 6. 積算上限額：¥ 44,819,720- （消費税及び地方消費税相当額含む）
【¥ 40,745,200- （税抜き）】
 7. 業務内容：
 - 監視体制
 - ・ 通常期 2 ビーチ 4 名体制
 - ・ 夏季繁忙期（7 月 1 日～8 月 31 日） 2 ビーチ 5 名体制
※夏季繁忙期 補助員 1 名を配置。
 - ・ 各ビーチに監視員（水難救助員）の資格を有する者を 1 名以上配置する事。
 - ・ 各ビーチに救難艇を操縦できる資格を有する者を 1 名以上配置する事。
 - 遊泳区域を示すブイ等の設置及び回収。
 - 傷病者の手当を行うなど必要な措置を講じる。
 - 悪天候等により安全な遊泳ができない場合には、入水を控えるよう呼びかける。
 - 他人に迷惑な行為及び危険な行為については注意するなど適切に対応する。
 - 利用者の安全及び利便性向上に関する情報を提供する。
 - 海域及び陸域の環境保全に関する呼びかけや対応をする。
 - 業務日誌に来場者数や業務内容等を記載する。
- その他 別紙 仕様書に基づく ※仕様書については、担当部局にお問合せ下さい。

8. 留意事項：業務上不明な点、異常な点が発生した場合は、村 観光産業課に報告し、その指示に従うこと。

9. 賠償責任：当該業務遂行上の過失による賠償責任は、受託者が負うものとする。

10. 経費負担区分

村負担

標識ブイ式、監視台、A E D（2）、無線機（4）

救助用資機材（購入年） 数量

- ・ バックボード (H28 購入) 2
- ・ ライフスレッド (H24 購入) 1
- ・ レスキューチューブ (H29 R3 購入) 3
- ・ レスキューサップ (R1 購入) 2
- ・ 双眼鏡 (R2 購入) 4
- ・ 拡声器 (R2 購入) 2
- ・ 音響アンプ (R5 購入) 1

受託者負担

救難艇（水上オートバイ 2 艇）、救急箱（医薬品・食酢等）、その他消耗品

11. 監視員（水難救助員）等の資格

配置する監視員（水難救助員）等は、次の条件を満たしている者とする。

監視員

- ・ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に規定する水難救助員の資格（O M S B 水難救助員）
- ・ 日本赤十字社が行う水上安全法に基づく救助員の資格
- ・ 日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格
上記いずれかの資格を有し、海岸監視業務経験があり、他の監視員（水難救助員）を指導・教育できる者。

補助員

- ・ 健康で体力に優れている者。救助法・救急法・蘇生方法の教育を受けた者。

救難艇の使用者

- ・ 救難艇を操縦できる資格を有する者

12 申請資格：沖縄県内に住所を有する法人又はその他の団体（法人格は不問）。個人での申

込みは不可。 ※その他の団体＝自治会等、その他法人格を有しないが当該団体の規約及び代表者の定めがある団体

申込時点で、次の要件を全て満たしていること。

- ア) 直近 2 年間の法人税、固定資産税及び村民税等について滞納がないこと。
- イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本村内における入札等の参加を制限されていないこと。
- ウ) 役員（法人でない団体で代表者）のうち「破産者及び禁固以上の刑に処されその執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者」に該当する者がいない団体であること。
- エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものがない団体であること。

13. 申請書類：当該業務を希望する者は、次の書類を 3 月 2 4 日（月） までに村 観光産業課へ提出すること。

- ① 企画提案書
- ② 見積内訳書
- ③ 代表者の住所がわかるもの
- ④ 村民税等の滞納がないことの証明書
 - ア) 法人にあつては、未納がないことを証明する書面
 - イ) 法人でない団体にあつては、代表者の村税等が未納でないことを証明する書面
- ④ 水難救助員 及び 救難艇操縦資格等 資格取得がわかるもの（免許証の写し等）

14. 提出先・お問合せ先 〈担当部局〉

渡嘉敷村観光産業課 観光係 TEL 098-987-2333 FAX : 098-987-2560

令和 7 年 3 月 11 日

渡嘉敷村長 新里 武広